

週休2日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第1条 本工事は、週休2日確保工事等試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

（対象工事）

第2条 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取り組みに変更することができる。

- （1）月単位の週休2日確保工事
- （2）月単位の週休2日交替制工事
- （3）通期の週休2日交替制工事

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。
- 3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。
 - （1）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
 - （2）現場見学会等、現場を公開するもの。
 - （3）発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

- 2 受注者は、第2条第1項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。
 - （1）月単位の週休2日確保工事
工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、月単位の週休2日確保を反映したものとする。
 - （2）通期または月単位の週休2日交替制工事
受注者は、通期または月単位の週休2日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日確保のための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取組みを次のとおり変更することができる。
 - （1）月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事または月単位、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
 - （2）通期の週休2日確保工事及び月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事または週休2日交替制工事である旨を周知するものとする。
- 5 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- 6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率または休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事または週休2日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(費用の計上)

第5条 要領第6条に基づき、通期の週休2日確保工事に係る費用を計上している。月単位の週休2日確保又は週休2日交替制に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、各取り組みに係る費用を計上するものとする。ただし、取組みを達成できなければ変更請負契約において減額補正を行う。

(アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。